

和歌山大学岸和田サテライト友の会会則

(名称)

第1条 本会は和歌山大学岸和田サテライト友の会（以下、「友の会」という。）と称し、事務局を岸和田市港緑町1-1浪切ホール内 和歌山大学岸和田サテライト（以下、「岸和田サテライト」という。）に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦・啓発を図り、かつ、岸和田サテライトと会員との関係を緊密にし、岸和田サテライトの発展、岸和田市並びに周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回以上の総会、講演会、懇談会等の会員等相互交流のための事業。
- (2) その他本会が必要と認めた事業。

(構成)

第4条 本会は会員及び特別会員をもって組織する。

(会員)

第5条 会員は、岸和田サテライトの受講者及び修了者で、友の会への入会の意思表示のあった者とする。

- 2 会員は、住所等を変更したときは、1ヶ月以内に事務局に連絡するものとする。
- 3 会員は、退会を希望する場合は、速やかに事務局へその旨を届け出るものとする。
- 4 友の会又は事務局からの通知、連絡等呼びかけに対し、一定回数以上応答のない会員については、会員資格を停止する。

(特別会員)

第6条 第7条第3項で定める幹事会が必要と認めた者を特別会員とすることができる。

(役員及び幹事会)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は会員の中より総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹事 会員10名に対し1名程度
- 2 前項第1号から第4号までの役員は、会員の中より選出し、総会における承認をもって選任される。
- 3 第1項第1号から3号までの役員をもって幹事会を構成し、本会の運営にあたる。
- 4 任期途中で役員の交代、追加補充については、幹事会において会員の中より選出することができる。ただし、事後の総会において第2項同様の承認を得なければならない。

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、会の運営を統括する。また、幹事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長を代行するものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員交代の場合の当該役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の追加補充の場合の当該役員の任期は、その他役員の任期を適用する。

(経理)

第10条 本会の経費は、懇親会等の会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(総会)

第11条 総会は会員全員に周知することをもって成立する。

- 2 総会における議決、承認は、出席会員の過半数を必要とする。

(本会則に定めのない事項)

第12条 本会則に定めのない事項については、幹事会にその取り扱いを一任するものとする。ただし、総会の議決、承認が必要と思われる事項について、事後の総会において報告、説明し、議決、承認を得なければならない。

附則

- 1 平成19年12月1日に選出された、第7条第1項の役員の任期については、平成21年3月31日までとする。
- 2 本会則は平成19年12月1日から施行する。
改正附則（平成24年7月21日改正）
 - 1 本会則は、平成24年8月1日から施行する。
改正附則（平成28年8月11日改正）
 - 1 本会則は、平成28年8月11日から施行する。
改正附則（令和元年8月3日改正）
 - 1 本会則は、令和元年8月3日改正から施行する。